

各報道機関 様

発表日	令和6年2月19日
発信課 担当者	生活支援課臨時特別給付金担当 佐原 聖二郎
連絡先	電 話 0166-76-7426
	F A X
	E-mail hikazei-kyufu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	令和6年2月28日 ~ 令和6年7月31日
発表項目 (行事名)	令和5年度旭川市住民税均等割のみ課税世帯給付金の支給スケジュール等について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	令和5年度旭川市住民税均等割のみ課税世帯給付金支給事業を実施いたしますので、報道方よろしくお願いたします。 詳細については別紙のとおりです。
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 概要 (趣旨・受付期間・場所等) (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	情報の公開は令和6年2月26日の議決後にお願いします。
備 考	

令和5年度旭川市住民税均等割のみ課税世帯給付金の支給スケジュール等について

1 対象世帯

次のすべてに該当する世帯。

- (1) 令和5年12月1日時点で旭川市に住民登録がある
- (2) 世帯の全員が令和5年度分の住民税が「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者と非課税者」である
- (3) 世帯の中に住民税課税者から税法上の扶養を受けていない方が1名以上いる
- (4) 世帯の中に租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない
- (5) 世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である方がいない

2 支給額

1世帯あたり10万円（1回限り）

3 申請方法と支給時期

(1) 確認書による申請

令和5年度の課税状況から、支給対象となる可能性が高い世帯（約7,000世帯）に対しては、令和6年3月1日に「確認書」を発送予定です。振込先情報等を記載のうえ返送してください。

※お急ぎの方へ

(2) オンライン等による申請

特段の事情により給付をお急ぎの世帯は、2月28日（水）から市ホームページによる「オンラインによる申請」「ダウンロードによる申請」を受け付けます。本人確認書類などの添付が必要になります。

(3) 窓口での申請

オンラインやダウンロード申請も困難な方は窓口での申請をお受けします。本人確認書類などの提出が必要になります。

4 申請期限

令和6年7月31日（水）まで（※当日消印有効）

※提出が遅れた場合は受付できなくなりますので、ご注意ください。

5 支給時期

申請書等を受理した日から2～3週間程度で指定の口座に振り込まれる予定です。ただし、申請書に不備がある場合はこの限りではありません。

6 特別な事情がある世帯等

以下のいずれかに該当する方は、支給対象となる場合があります。

- (1) DV被害等の事情により、基準日時点で住民票上の住所と居住実態が異なり、旭川市内に避難されている方
- (2) 基準日時点で離婚協議中につき実質離婚状態にある世帯で、新たに平成17年4月2日から令和6年4月1日生まれの児童がいる世帯の世帯主又は世帯主となる見込みの方
- (3) 基準日後に離婚し、新たに平成17年4月2日から令和6年4月1日生まれの児童の世帯主となられた方

※申請には証明書等の提出が必要となる場合があります。該当になるとと思われる方は、旭川市臨時特別給付金専用ダイヤル（76-7415）へお問い合わせください。

7 受付窓口

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（平日のみ）

〒070-8525

旭川市5条通9丁目左1号 ベストアメニティ旭川ビル1階

旭川市臨時特別給付金専用ダイヤル（76-7415）